

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金及び地域猫活動について

環境エネルギー課

◎飼い主のいない猫の避妊・去勢手術を行う方を支援します

猫のむやみな繁殖を防ぐことで、飼い主のいない猫による地域トラブルを防止するとともに、やむを得ず殺処分される不幸な命を減らすため、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費用の一部を補助します。

補助の内容と申請方法

補助金額	猫1匹につき手術に要した費用（上限10,000円） ※令和2年4月から補助率を改正しました。（改正前2/3 → 改正後10/10）
補助対象	北栄町に住民登録があり、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術を実施した人 ※避妊・去勢手術時に耳先カット（手術済みの目印）の施術をしてもらってください。

猫の苦情は増加していますが、猫を捕獲して駆除したりすることは禁じられています。飼い主のいない猫に対して、無責任にエサを与えるのではなく、エサを与える場合には、責任を持ってトイレを設置したり、周辺の美化を図ったりする等、地域トラブルをふせぐよう努めましょう。



◎地域猫活動について

【地域猫とは？】

地域に住みついた飼い主のいない猫（野良猫）のことで、避妊去勢手術をした上で、地域において飼養管理している猫のことです。

【地域猫活動とは？】

地域にお住まいの皆さまの理解と協力のもとに、地域で「飼い主のいない猫」を適正に管理しながら、猫による環境への影響を軽減し、人と猫が共生する地域づくりのための環境活動です。

【地域猫活動の効果は？】

- ・エサやり、トイレの管理等のルールを決めることで地域の環境改善につながります。
- ・ふん尿被害の苦情が減り、近隣トラブルが解消されます。
- ・地域猫がきっかけとなり、地域のコミュニケーションが活性化につながります。

地域猫活動の実施には地域自治会のご理解とご協力が必要になります。

野良猫による困りごとや地域猫活動にご興味のある自治会がありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 環境エネルギー課 生活環境室 電話37-3116